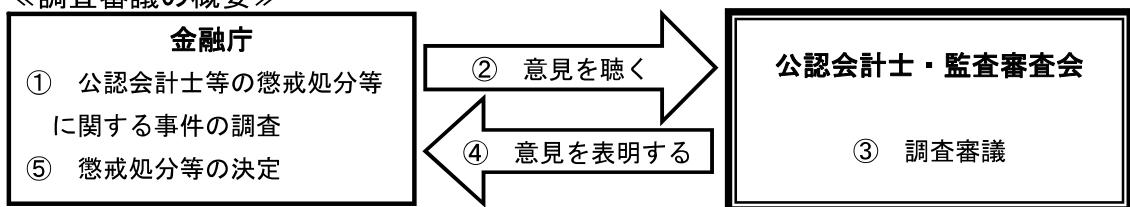


第4章 公認会計士等に対する懲戒処分等の調査審議

1. 概説

金融庁長官が公認会計士・監査法人に対して懲戒処分等をするときには、聴聞を行った後に、審査会の意見を聞くこととされている(法第32条第5項)。具体的には、審査会は、金融庁長官から示された、処分対象の事実、適用法令、聴聞内容及び量定(処分の重さ)等の処分に関する事項について審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明している。

《調査審議の概要》



(注1) 懲戒処分等は、公認会計士・監査法人が監査業務において虚偽又は不当な証明を行った場合、公認会計士等が法等に違反した場合若しくは著しく不当と認められる業務の運営を行った場合等に課される。

(注2) 懲戒処分等に関する事件の調査(事件関係人等に対する審問又は意見若しくは報告を徵すること、帳簿書類その他の物件の提出を命じること等)は、金融庁長官が行う。なお、審査会の勧告に基づいて懲戒処分等が課される場合又は、監査法人に対する課徴金納付命令については、審査会に意見を聞くことは要しない。

2. 事案の概要

平成25年度において、審査会で調査審議を行った事案は5件であり、それらの概要は以下のとおりである。

《審議状況》

	審議を行った審査会	処分対象
事案1	第219回審査会(25年4月23日)	公認会計士1名
事案2	第222回審査会(25年6月11日)	監査法人ハイビスカス及び公認会計士2名
事案3	第226回審査会(25年8月27日)	公認会計士1名
事案4	第228回審査会(25年9月26日)	公認会計士2名
事案5	第240回審査会(26年3月28日)	公認会計士1名

事案 1

AIJ 投資顧問株式会社（以下、「AIJ」という。）の社長の依頼を受けて、虚偽の運用報告書の作成、監査済決算書の改ざん及び不正経理への協力を行った公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 25 年 4 月 26 日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

登録の抹消

（2）処分理由

当該公認会計士は、AIJ の社長の依頼を受けて以下の行為を行った。この事実は、公認会計士法第 26 条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

ア 当該公認会計士は、AIJ が運用する外国投資信託 AIM グローバルファンド（以下「ファンド」という。）の平成 20 年 3 月期から平成 23 年 3 月期までの 4 期について、虚偽の基準価額に基づくファンドの運用報告書を作成した。

また、真正なファンドの決算書に対してファンドの監査人が作成した監査報告書について、限定付適正意見を無限定適正意見へと書き換えるなどの改ざんを行い、これを当該運用報告書に添付した。

特に、平成 21 年 3 月期については、AIJ の顧客である一つの企業年金基金へ交付されることを知りながら当該運用報告書を作成した。

イ 当該公認会計士は、ファンドの個人顧客であることは知らなかったものの、その者に提示されることを知りながら、ファンドの監査人が作成した平成 22 年 3 月期のファンドの監査済決算書について、虚偽の基準価額に基づくファンドの運用報告書と内容が一致するように改ざんを行った。

また、この際、当該監査済決算書に含まれる監査報告書について、限定付適正意見を無限定適正意見へと書き換えるなどの改ざんを行った。

ウ 当該公認会計士は、当該公認会計士が経理を担当していたファンドの管理会社である AIM インベストメントアドバイザーズリミテッド（以下「AIA」という。）の平成 22 年 3 月期の決算において、銀行から受領した預金元帳や入出金伝票などの証憑の改ざんを行うなどして、本来 AIA の管理報酬ではない約 6 億円を不正に売上計上し、約 3 億 2,800 万円の利益を過大計上する不正経理に協力した。

事案2

RH インシグノ株式会社（以下、「RHI」という。）が作成した財務書類について、金融商品取引法に基づく監査証明を行った監査法人ハイビスカス及び監査法人の業務を執行する社員（以下、「業務執行社員」という。）として監査証明を行った公認会計士（2名）に対する懲戒処分事案に關し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに關して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成 25 年 6 月 19 日に当該監査法人及び当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

- ・ 監査法人ハイビスカスについて

（1）処分内容

ア 平成 25 年 6 月 21 日から平成 25 年 9 月 20 日までの間、公認会計士法第 2 条第 1 項に規定する財務書類の監査又は証明に関する業務のうち、次の業務を停止すること。

- ① 契約の新規の締結についてその勧誘をすること。
- ② 契約の新規の申込みを受けること。
- ③ 契約の新規の締結をすること。

イ 業務改善命令（業務管理体制の改善）

（2）処分理由

監査法人ハイビスカスは、RHI の平成 21 年 9 月第 2 四半期から同 22 年 12 月第 3 四半期までの間における財務書類の監査において、同監査法人の業務執行社員が、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

- ・ 公認会計士（2名）について

（1）処分内容

業務停止 3 月（平成 25 年 7 月 1 日から平成 25 年 9 月 30 日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、RHI の平成 21 年 9 月第 2 四半期から同 22 年 12 月第 3 四半期までの間における財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

事案3

税理士法第46条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成25年9月3日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

業務停止1月（平成25年9月5日から平成25年10月4日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第46条の規定に基づき、平成24年6月6日から4月の税理士業務の停止処分を受けた。この事実は、公認会計士法第26条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。

事案4

デザインエクスチェンジ株式会社（以下、「デザイン社」という。）が作成した財務書類について、監査法人ワールドリンクスの業務を執行する社員として金融商品取引法に基づく監査証明を行った公認会計士（2名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成25年10月2日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

- ・ 公認会計士（1名）について

業務停止3月（平成25年10月4日から平成26年1月3日まで）

- ・ 公認会計士（1名）について

業務停止1月（平成25年10月4日から平成25年11月3日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、デザイン社の平成21年12月期の財務書類の監査において、相当の注意を怠り、重大な虚偽のある財務書類を重大な虚偽のないものとして証明した。

なお、両名の当該監査への実質的な関与の度合い等を量定に反映している。

事案5

税理士法第46条の規定に基づき税理士業務停止処分を受けた公認会計士（1名）に対する懲戒処分事案に関し、調査審議を行い、金融庁長官の判断が妥当かどうかに関して意見を表明した。

金融庁長官は、この審査会の意見を受け、平成26年4月3日に当該公認会計士に対して懲戒処分を行った。

（参考）処分の概要（金融庁公表資料より）

（1）処分内容

業務停止1月（平成26年4月7日から平成26年5月6日まで）

（2）処分理由

当該公認会計士は、財務大臣から税理士法第46条の規定に基づく税理士業務の停止（2月）の処分を受けた。この事実は、公認会計士法第26条に規定する信用失墜行為の禁止に違反すると認められる。